

平成16年度第2回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時	平成17年2月4日(金)午後6時30分～午後8時35分
場 所	石狩市役所本庁舎5階 第1委員会室
出席者	佐藤(克)会長、石黒副会長、越智委員、糟谷委員、桑島委員、佐藤(寿)委員、志摩委員、高橋委員、辻委員、椿委員、羽田委員、松尾委員 (服部委員、薩摩委員、細川委員は欠席)
傍聴者	2人
議 題	平成15年度市民参加手続の実施・運用状況の評価について
資 料	資料1 平成15年12月の審議会答申・提言に関する取組み状況 資料2 委員、傍聴者からの意見・感想について

1. 開会

石黒副会長：こんばんは。お忙しい中、また、お疲れのところご苦勞様です。定刻になりまして、まだ会長と糟谷委員はお見えではないのですが、会長は渋滞にちょっと巻き込まれて遅れると連絡が入ったということと、糟谷委員も欠席という連絡はないのでちょっと遅れていらっしゃるのではないかと思います。事務局から最初に説明させてもらうということで、開会させていただきたいと思います。それでは、ただいまより第2回石狩市市民参加制度調査審議会を開会いたします。それでは、最初に事務局の方から説明をお願いします。

2. 資料説明

事務局：まず、お手元の資料なんですけども、前回の議事録がいつているかと思ひます。これは以前、確認をお願いしたのですけれども、確認が終わった後のものでありまして、これが確定版ということになりますので、お納めいただきたいと思ひます。それと議事録の23ページをご覧いただきたいのですけれども、23ページの上の方に、高橋委員から38の表彰選考委員会の構成についてのご質問をお受けしてございます。これの答えを、市長、助役、学識経験者5人というふうにお答え申し上げたのですが、勘違いしてありまして、これは市長部局の方におかれてる表彰審査会の構成でございました。ご質問は教育委員会の方でおいでる表彰審査会についてのご質問ということでございますので、このところは、学識経験者2名、体育団体の代表が2名、文化団体の代表が2名、社会教育委員が1名、体育指導員が1名、学校関係者が1名ということで、計9名ということになります。これはちょっと議事録の修正になじまないものですから、この場で訂正させていただきます。

続きまして、これは前回の議事録の22ページのところに出ているのですが、前回椿委員から、会議録の公表が非常に遅れたケ-スが見られたと、その理由などについてご質問が

ございました。これについては、確認した上で次回お答えする、というふうにしておりましたので、この場でそこらへんについてご説明いたします。資料でいいますと、前回お配りいたしました資料の11ページのところにあります。ここに出てございます、在宅介護支援センター運営委員会、文化財保護審議会、B & G海洋センター運営委員会、この3つは議事録を共に作成はしていたのですが、公開の手续を忘れていたということです。これについては、事務局の方でかなり時間が経ってから、公開されていないことに気付かしまして、事務局の指摘を受けて、情報公開コーナーの方に備え付けたといったようなことになってございます。また、社会福祉審議会2つありますけれども、これについては公開しなければならないということは理解していたのですが、ここは、審議会のほかに専門部会というのかなり頻繁に開催しております、多忙で作成するのが遅れたといったような状況になってございます。現在はこういったようなことも踏まえまして、審議会が開催された後、議事録を作成して情報公開コーナーに備え付けるように、と審議会の各事務局所管には周知を図っているところでございます。

続きまして、本日お配りいたしました資料の内容について説明を申し上げます。資料の2ページをご覧ください。これは前回、辻委員から、「第1次の審議会の答申や提言が出ているが、それについての取り組み状況などを十分把握した上で、この先の審議を進めていけば良いのではないか。」というお話がございまして、それを受けまして、今現在、この答申や提言について、どういったようなスタンスで取り組んでいるかということをもとめた資料でございます。

まず、2ページですが、平成14年度の市民参加手続の実施運用状況に対する評価ということで、左側に答申の内容をまとめておりました、右側に市としての取り組みの状況をまとめております。順次ご説明いたしますと、答申の1番上ですけれども、利害関係者に対する情報提供のあり方ですとか、その方法などについての答申をいただいております。2つ目につきましては、パブリックコメントの原案の作成方法についてのご指摘でございます。3つ目につきましては、縦割り型の行政運営に対する警鐘といいますか、市長部局と、この例でいくと教育委員会の考え方がちょっと食い違ったようなケースがございました。その下4つにつきましては、市民参加手続をしなかったですとか、公表すべきことをしなかったといったような事故と申しますか、その再発防止策、あるいはそのための研修の必要性などについてのご指摘ございました。下から2番目については審議会の傍聴者数が少ないといったようなことで、例えば公募に対する傍聴の働きかけといったような答申でございます。1番最後は市職員の意識といったようなことを取り上げまして、研修ですとか情報提供、あるいはインセンティブの付与といったようなことの必要性についてのご指摘ございました。このように見ますと研修といったようなご指摘がかなり多岐にわたっているということですが、今現在の市の取り組みの方向でございます。まず、答申を受けました全般につきましては、平成16年度から個別の相談の中で、これらの事項を踏まえたアドバイスを行ってきております。例えば、今現在、教育委員会でやっております、

就学援助制度の見直しを計画しているのですが、それについてパブリックコメントをやりますと。その場合については、通常の公表方法のほかに学校を通して保護者にプリントをお配りすると。今こういったようなことを検討しておりますので、ご意見があればパブリックコメントに出してください、といったプリントをお配りしております。また、パブリックコメントの原案の作成方法などにつきましても、パブリックコメントを実施する段階で、出来るだけ正確性の高いものにするように、と各所管にアドバイスしているほか、どうしても時間的な問題があって固めきれないという場合であれば、例えば、恐らく変わらないであろうと思われるポイントの部分をしっかりと公表すると、なおかつ細部については、変更する可能性もある、といったようなことをあらかじめお知らせした上で、パブリックコメントをするといったような取り組みもしております。

とりあえず 16 年度はこういったような形で動いております。17 年度に入りまして、こちらへの指摘事項ですとか、あるいは後ほどご説明いたしますが、組織体制の検討結果などを踏まえまして、必要な部分について市民参加手続運用マニュアルを改訂いたします。今現在想定している内容といたしましては、利害関係者に対する情報提供のあり方ですとか、これまでの失敗した事例を書き出すとか、あるいは組織体制の見直しに伴いまして業務の流れが変わることも想定されますので、そこらへんについてマニュアルを改訂することになるかというふうに考えてございます。このマニュアルを改訂した後、庁内の説明会を開催いたしまして、周知を図ってまいります。特に、これまで手続上の事故を起こした所管については、必ずこの説明会に出席するような措置を講じてまいりたいと考えてございます。また、これと同時に管理職を対象とした必須研修というようなものを行いまして、これはマニュアルみたいな細かい話というよりは、市民参加を進めるにあたっての心構えというような形になるかと思うのですが、意識面での改革を図って参りたいというふうに考えてございます。例えば、市長講話といったような形のものになるかと思いません。また、公募委員の掘り起こし、あるいは審議会の理解というものを深めるために、今年の 4 月から、その年度内に公募を予定している審議会の一覧を広報などに出しまして、関心のある方には事前に登録をしておいていただいて、登録された方には、例えば、その審議会が開催される時には、個別に連絡いたしまして「できれば傍聴してください」とか、公募手続が始まった時には「公募が始まりました」といったご連絡をいたすと。そういったようなことで、若干ではありますが改善を図っていきたいということを考えてございます。

続きまして 3 ページをお開きください。こちらは提言の部分です。まず審議会に関する提言といたしましては、審議会の性質、あるいは機能別に分類して、公募ですとか選任区分などについてのガイドラインが必要ではないか、というご提言を受けてございます。これにつきましては、来年度内を目標といたしましてガイドラインを策定する方向で検討してございます。ただ、かなりこれはカッチリつくるのは、相当難しいだろうというふうに想定されますので、まずはつくれる部分からつくっていくと、その後で運用の中で徐々に改善を重ねていくといったような方向になるかと思えます。

次に、審議会の委員の重任とか再任についての提言でございます。各審議会の委員さんのアンケートの中から出てきたお話なんです、このアンケートの個表を見ても具体的にどういった部分について問題があるかといったようなことはちょっとわからない感じになってございます。そういったことで、個別に対策を講じていくことは難しい状況であります。ただ、委員選任に際しての留意事項は既に市民参加手続の運用マニュアルの中に明記しておりまして、これは庁内に出回っております。内容としては、特に公募委員については『過度のかけ持ちを避けてください』ですとか『特別な事情がない限りは過度の再任は避けてください』といったようなこと。さらにこれに加えて現在、庁内LANの中で審議会の委員名簿を誰でも見られるようにしてございますので、そこらへんに十分注意していただければ、こういったような問題は出てなくなるであろうと思います。ただ、現在、最大で5つ審議会をかけ持ちなさっている方がいると、これは団体代表という立場でして、ある意味、あて職的な運用されているような気がします。そういうこともございますので、17年度に行います研修の中で、改めてこの点を周知してまいりたいと考えてございます。また、他の団体で、再任ですとか重任、かけ持ちについてのガイドラインを設けている例もございますので、そこらへんについても内容を検討した上で、もし必要があれば、そのことについてもマニュアルの中で対応していきたいなというふうに考えてございます。それから審議会の3つ目としては委員報酬のあり方についての検証、改善、これについての提言を受けてございます。このことにつきましては、来年度から次の行政改革大綱を策定してまいりますので、その中で検討することになります。

続きましてパブリックコメント手続に関しましては、テーマに応じた特定関心層を対象とする小規模なパブリックコメント手続などの創意工夫の必要性についてご指摘を受けてございます。これにつきましては、すでに個別相談に対するアドバイスなどは行っているのですがマニュアルの改訂の中で『パブリックコメントのテーマに関連する団体等がある時は、例えばパブリックコメントとは別に意見を聞く機会を設ける』ですとか『それをやらない時でもパブリックコメントが始まったら、「やっていますよ」といったような連絡をして周知を図る』といったような内容の改訂をしようと考えてございます。最後の2つなのですが、これは組織的なご提言です。組織に関するご提言です。内容としては、広報・情報公開と広聴・市民参加、それらの一体化というようなことが考えられないかということなのですが組織体制の検討のためには、市民参加推進という以外の様々な観点からも検討が必要となってまいります。そういうことも踏まえまして、今現在、検討中という状況でございます。

続きまして4ページですが、服部委員が前回、今回と残念ながらご都合が悪くご欠席なさっているのですが、パブリックコメントに関するご意見をいただいております。それをここに載せております。内容としてはご覧いただければわかるとおり、前回の審議会でも出たように、パブリックコメントに際してどういったような形で情報を出していけば良いだろうか、といったようなことについてのご意見でございます。パブリックコメントに

関するご様々なご意見につきましては、このさき事務局の方でも検討を進めまして、17年度にまた、この審議会の中で、ご議論深めていただきたいと考えてございます。その結果もし必要があるのであれば、この第2期審議会の最後の提言事項といったような形でまとめていただくような方向でいけば良いのかなというふうに考えてございます。

次、その下なのですが、前回から傍聴の方にご感想を書いていただくということを試しにやってございます。で、ここに書いてあるのが前回の感想ということです。傍聴者1のところ、この審議会の開催のあり方ということについて、ご指摘を受けてございますが、前回の冒頭の市長からの挨拶にもございましたとおり、今年の開催スケジュールは確かに異例な形になってございます。こういったようなご指摘を受けないように、これから、これは事務局として応えていかなくてはならないというふうに考えてございます。また、その下ですが南線幼稚園の件について、こういった問題についてパブリックコメントを求めるかどうかも含めて、この審議会で検討すれば良かったのではないかと感想なのですが、この件につきましては、この審議会は事前のチェックは基本的には想定しておりません。というのは個別案件をこの審議会の中で事前にチェックすることになってしまいますと行政責任というのが非常にあいまいになってしまいます。そういうこともありましてこの条例の中でルールを決めて、行政はそのルールに則った運用をします。終わった後、この審議会で、その内容なり、状況なりをチェックした上で、もしも不十分な点があれば、次にどうしたら良いかをご検討いただくという流れになってございます。そういうことで、今の段階では事前の確認ということはこの審議会の中では想定されていないということは今、事務局としてご報告申し上げます。それから傍聴者2の方につきましては、情報の出し方、この点についてのご指摘でございます。これは先ほどの服部委員などと同じようにパブリックコメントに絡んだ議論の中で、今後、事務局で検討いたしました上で、それなどをたたき台にして、この審議会の中で、ご議論いただければなというふうに考えてございます。一応、資料の説明は以上です。

佐藤会長：どうもありがとうございました。遅くなって申し訳ございません。ただいま資料の説明受けましたけれども、前回、後半で、第1次の石狩市市民参加制度調査審議会でさまざまな建議、提言があったわけですが、そうしたことについてどのような取り組みがあるのかということを少し議論していこうではないかということになりまして、先ほどらいご説明いただいたわけですが、本日は、その点につきまして、皆様から忌たんのないご意見をいただけたらなと思います。早速でございますが、どなたからでも結構ですし、また、どの項目からでも結構でございますので何かご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。はい、辻委員お願いします。

辻委員：1回目の私の発言に対して、早速このようにお答えいただいたことにまず、感謝をしたいというふうに思います。今、ご説明ありました内容の多く部分が17年度ということなのですが、16年度の当市行政課題が平常時より非常に大きなものがあったことを勘案すると、時機の是非の議論は避けたいと思います。いささか復習になりますけど、皆様

に前回の発言の意図をご理解いただくために、もう少し付け加えさせていただきたいと思
います。私は市民参加の形として、「監視型参加」「政策決定・選択型参加」「施策立案型参
加」あるいは「実施参加」こんなふうに形が分かれるのではないかと思います。近年は「監
視型参加」というものにとどまらず、その範囲が「政策立案」「実施参加」に拡大される環
境にあると考えています。

ところで、当市の市民参加条例では、市民参加の目的を『市民が持つ知識・経験・感性
を生かし、よりよいまちの姿を考え、その実現のために協働すること』と定義され、その
ための手段として各種の市民参加手続が定められています。また、当審議会の役割は、「市
民参加条例・規則の改廃に関する事項」「手続きの実施状況評価に関する事項」「その他の
事項」であります。そこで毎年の実施状況を開示していただき、事後的に、“条例の番人”
としての役割を果たすわけです。もちろんこれは重要な使命です。それでは、手続きとし
て必要なパブリックコメントはやりました、結果はゼロでした、手続はやったのですから、
条例は守られています。ということで良いのだろうかというのが、昨年度の審議会の問題
意識であったように思います。手続きはもちろんルールとして守られなければなりません
が、あくまで手段であります。昨年度の審議会は実施状況の評価という諮問に対する答申
と並べて幾つかの提言を行いました。そこで、昨年度の答申内容や提言についてはいかが
でしょうかというのが、前回の私の発言であります。ところで、アンケートについて、今
回についても職員が感じる市民参加のプラス効果をみますと、一部職員には「議会や市民へ
の説明が容易」「決定に対するお墨付き」などの意識があり、本来の目的に最も近い「より
よい政策決定」は 6%であります。高比率回答は、どのように容易なのかは分かりません
が「議会や市民等への説明が容易」「業務を計画的に進められた」「職員自身の政策理解」な
どが占めており、直接的に市民参加の進展を表す事項ではありません。一方、「効果はコス
トを上回る」と積極的意義を認めている役割は昨年より減少しています。私は、このことを
単に職員の意識の低さと捉えるのではなく、むしろ市民参加制度の現状の実態的な問題の
所存を示していると受け止めるべきであると考えます。

昨年度は、例えば、審議会について職員の認識もさることながら、審議会が行政にとっ
て真に役立つものでないから職員に必要性の実感が少なく、結局面倒な手続きに過ぎない
ものになり、“なければならないほうがよい”意識が生まれる。それは市民の側からみれば“行
政のアリバイ形成”という受け取り方が生まれる背景でもあります。そこで、審議会が有
効に機能するためには、各審議会を一律にとらえず、それぞれの特性を踏まえた審議委員
の選任や運営が必要である、という提言がされました。パブリックコメントについても、
15 年度は 10 回行われていますが回答ゼロが 7 回です。参加数は 14 年度より後退してい
ます。このような比較すら有意性を持たない水準であると思えます。おそらく 16 年度も
同じ状況でないでしょうか。なかなか決め手のない問題ですが、担当部の判断にとどまら
ない全庁的部門設置、公聴との統合、などが検討素材として提言されています。パブリッ
クコメントとは直接的な関係はありませんが、行政が聴きたいことを聴くだけでなく「日常

的な窓口」あるいは「市民の声を聴く課」に寄せられる意見の取扱い方などについて提言されています。率直に申しまして、諮問される「市民参加手続きの実施運用状況」そのものは、事務局の集計による資料と説明で十分にわかります。毎年同じような評価を重ねていても、それだけで、いうところの「市民参加の進化や成熟」は生まれないのではないかと思います。

結局、手段である手続きだけが自己目的化します。形式的なルール遵守は前提であるとしても、そのうえに「どうしたら本来の市民参加の目的に実態的に近づくことができるのか。」という視点が当審議会にも重要になると考えます。つまり、市民参加制度調査審議会の目的事項のうち、最後に付け足されている「その他、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項」への取組みの必要性が高まるのではないかと考えます。また、このことは、何か事務局に答えを求めて、出来たものを審議員が評論する態度でなく、われわれが真剣に知恵を出し合う参加姿勢が大切であると考えます。大変長くなってしまいましたが前回の発言に付け加えさせていただいてそんな意見を申し上げさせていただきたいと思います。

佐藤会長：ありがとうございました。ただいまのご意見は、まさにこの審議会のあり方そのもの、実際の市民参加のあり方についての大変貴重なご意見だったと思います。また、今回条例をつくる時に、市民参加とはどういうことなのかという議論が多々ございまして、ただいま、辻委員のおまとめいただきましたような、3つほどの視点があつてですね。実は、答申の中でも今回は行政に対する市民の声を聴くという条例にするけれども、将来的には辻委員がおっしゃったような政策形成過程、あるいは協働、実施過程への市民の参加というようなことも取り入れた形の条例に膨らましていくんだというようなことがございました。

従いまして、それを踏まえて、われわれも調査審議会の目的でございます、条例の改正といったことも、この審議会の重要な役割だろうと考えております。パブリックコメントの問題についても、辻委員のおっしゃるとおり、事務局にどうしたこうしたというよりも、この審議会の中で何か具体的な良いアイデアがあればそれを是非お出しいただいて、第1次の審議会の中でもいろんなご意見がございました。例えば、電子メールを使ってはどうかとなどそういったご意見がございましたけれども、そういったことも含めまして、この場でいろいろご議論いただければと思っております。ほかに何かございますでしょうか。あるいは、事務局の方から只今の辻委員の件について何かコメントございますでしょうか。

事務局：今のご発言は前回の答申・提言についての補足説明ということでしたので、事務局からは特に申し上げる事はないのですが、1つ職員アンケートの中で、コストと効果について、「前年度より15年度は効果がコストを上回る。」といったような回答の割合が落ちたとご指摘があったのですが、これについて事務局といたしましては、各所管に市民参加手続きの公表などに関する手続きを、15年度は振ったというようなことがございましたので、そういったことが反映されているのではないかと考えております。先ほどちらっと言いましたが、これから提言の内容なども踏まえまして、組織的なあり方というものも検討しているのですが、その中でも、こちらへのことについては意識をしながら検討して

いるところでございます。一応そのことだけ申し上げておきます。

佐藤会長：それでは、今回出していただきました、前回第1次の審議会に対する提言に対する取り組み状況についてご質問・ご意見ございますでしょうか。はい、羽田委員。

羽田委員：今日この資料を見ても、こういう形で書かれているか、と私は思うところが1つありまして。3ページのところですが、先ほども出ましたが、「最少の費用で最大の効果」というふうな形で書かれているのですが、私はやはり、市民参加する審議会とか協議会はたくさんあるのですが、その中で少し性質がいろいろ違うものがたくさんあるなというふうに思っているのです。

例えば市民参加制度だったら、辻委員の意見ですと監視の分野にはいるのかなと思うんですけども、例えば条例で定められて当然あるべきである協議会とかありますね。そういうところにも公募をして議論するわけですけども、1つ気になるのは、そういうところからいろんな意見等が出るわけですけど、現在、コストの問題の中で審議会の回数を減らすということが行われているわけですね。そうしますと、基本的には1回に2時間から2時間半くらいが委員会の中では良いかなと思うのですが、年に2回の中で、この審議会はしばらくなかったですが、逆に詰まっていますごく覚えていて良いのですが。回数が減ることによって、せっかくの議論がだめになっているわけですね。それが委員の中から「回数を増やして欲しい」という意見が出ていても、それを実現することが出来ない、それは費用の問題って言うんですね。例えば、諮問がかかっていないところ、答申案を出さないところは、わりとそういう傾向が強いかなと思うのです。答申案を求められているようなところは非常に活発な議論もあるし、それに対してパブリックコメントもしなくてはならないし、いろんな手続きが必要ですから、非常に回数が多いんです。ところが決まったものに対しての部分では、既にもう時期を逸して回数をこなすみたいな。せっかくこのことが、本来であればかかる時期にかかっていればもう少し違った議論も出てくるのに、そうじゃないと。そして、増やしてくれと言った時に予算の関係で増やすことが出来ないといったようなことが、どうも行われているかなという感じを持ちます。自分が他の審議会等の兼任もしていますので、その話も含めて感じていることですけども。

ですから、一律のごとき市民参加ではなく、市民参加させるためにたくさんの手立てがあるとしたら、せっかく出ている審議委員の人たちの議論を受けとめて、さらにそれが活かせるような議論の場を与えていかなければ、せっかくの市民参加制度でいろんな会がありながら活かしきれていない。それを誰がコントロールするのかといたら、行政の職員なのです。職員がやっぱりそこでどう受け止めるか、その議論をどう受け止めるかという意識が非常に少ないかなと。それで、もう諮問じゃないからとひとこと言われたら、やっぱり議論としては沈むわけですね。でも、諮問でなくても議論の中から生まれ出た提案事項という、ありそうなんだけどそれが出来ないということがあったものですから、私はもう少し市民参加制度でコストだけではなく、そのコストをどこにかけたら良いかの判断も含めて、柔軟なコストの問題、もう1回増やしたいとなったら、もう1回増やす分のコス

トの柔軟な予算を取るとか、せっかくこういう制度があるわけですから、人を活かすような制度の改革が必要だというふうに思うんですね。

ですから、諮問だけではなくそれ以外のものが出てきそうなものに対しては、そのへんを受け止める。ただ、議論の中でそうであっても、どこまでこちらの部局、企画の方が主旨を読み取るかというのは議事録やそのトップがどういうふうにまとめるかにもよるかと思うのですが、そういうことがせっかくの思いを上手く遂げられない市民参加制度もあるかなと思うんですね。私はやっぱり全部「実施型」とか「監視型」「提案型」そういうジャンルもありながらも、参加の予算も含めて運用を柔軟な対応が出来る形がこれからは必要かなと。せっかくの意見が活かされないというのはないだろうと思うわけです。

佐藤会長：はい、辻委員。

辻委員：今の問題ですけど、今年のこの審議会は諮問を受けて検討したのですが、諮問の範囲でないことであっても、審議会のメンバーが審議会の目的に照らして大切だと思われる事項について会長のご判断をいただいて、まさにご指摘の諮問の枠組みを超えて集約いたしました。もちろん回数を増やすことは予算に関係いたしますが、審議会が大切であると考えことは審議に反映させるということは十分可能ではないかと思えます。現に、今年の市民参加制度調査審議会はそのような形をとりました。

佐藤会長：ありがとうございます。今の羽田さんのご意見について他に何かございますでしょうか。これは事務局の報告によりますと、次期の行革大綱策定作業の中で検討することになってございまして、これは委員報酬のあり方でございますけれども、今の羽田さんのお話は、むしろ回数側の側面といったようなことと考えてよろしいのでしょうか。回数が増えると委員報酬も増えるのでということになるのでしょうか。

羽田委員：結局、報酬なしでも集まっても良いわけですよという話も委員の中から出てくるわけですけど、私はやっぱり正式な議論というのは、きちっとしたものに基いてやるべきだというのがありまして、そういうはっきりしたものをきちっとつくっていかないと。それをどこが回数を決めるかとなった時に、1年間の予算措置が決まっているわけですね。2回分とっていてもいいけれど、もし何かあった時には増やす。当然なのですが、そういうことは、補正予算でもなんでもできると思えますが、ところが受け止める側の部局によるということなのです。そのことも含め改善というか、次期行革の策定作業の中で言ってますけれども、そのへんの意識改革も含めてやらないとだめだと思います、本当に。

佐藤会長：報酬の問題は別の審議会が恐らく審議するだろうと思いますが、今、羽田さんのおっしゃったことはまさにわれわれの審議会といいましょうか、市民参加のせっかく審議会があって、そこで様々な審議がされている。あるいは、されようとしているのに、それが上手く反映できない状況ではないかということでございますけれども、この点につきまして他に何か補足のご意見ございますでしょうか。事務局の方は今のことについて何かコメントございますか。

事務局：今、羽田委員のおっしゃられたことは、少し心当たりがあるところがございまして、なかなか上手く審議できていないということも認識しているところもございまして。ただ審議内容によりまして、回数が絶対的に制限されて、その中で何が何でも収めなければならないというようなことにはならないと思っております。やはり重要な部分で、審議の過程の中である種の結論を見出そうとした時には、それを十分に審議していただく回数の見直しというのは当然やっていかなくてはならない部分もございまして。羽田委員おっしゃられていたのは、まず、回数を増やすというより以前に、「早く審議会を開きなさい。」という部分も含めてお話の意図があったのではないかと思っております。そういう審議会は心当たりがあるところもございまして、私も非常に言いづらい部分もございまして、回数を増やす、増やさないかにつきましては、当然審議をきちっと深めて終了させるということになれば、予算の当初の2回、3回という概念は絶対に変えなくてはならないと思っておりますので、その点は、十分、対処していかなくてはならないと思っております。

佐藤会長：ありがとうございます。もう一点、諮問に応じてというような審議会があると思うのですが、審議会の条例なり要綱の決め方で、実は、この条例を作る時も議論をして盛り込んでいただいたわけですが、それでも、「諮問に応じてうんぬん」「市の機関の諮問に応じて調査する」というような書き方になっていますと、それだけですと、建議する権限があるかないか微妙になってまいります。わざわざこの審議会の場合は、市の機関の諮問に応じ、または、市の機関に建議するためというのも入れたんですね。それがないと、場合によっては、今、羽田さんのおっしゃるような、「これは諮問ではございませんので」「今年度は諮問がございませんので」ということになりかねない、なることもある。本来ならば事務局側もきちんと対応すべきものだというふうに思いますけれども、そういうふうになりかねないこともございまして、調査審議会等の審議事項の決め方も、場合によっては若干の精査が必要になってくるかもしれません。

事務局：建議出来るという審議会というのは、全体的に見ればかなり特殊といえますが、かなり少ない。かなり限定されている審議会も当委員会みたいにあるんですね。一般的にはやはり、行政が施策を展開していく上でご意見をいただくという目的が大部分ですから、審議会が自ら建議をするというような機能を持っているというのは、ほとんど稀であるというのが実態だと思っております。

羽田委員：協議会というのは幾つかありますね。それは完全に諮問されたものではございませんね。そういう流れの中でこの間も1つあったのですが、諮問はないところですから、という答弁をするわけですね。そうなってくると、委員の皆さんたちは気分的に非常にそがれると、議論の中でもそがれてくという現実が見えてくると。答申を出さなくてもいいところと、中身・内容、いわゆる市のサービスをもっと良くするみたいな部分を提言するような、最終的には提言するのですが、そういうことに対してどう行政側が受け止めているのかなと。やっぱり、やっている事がアライブづくりになるかなという感じをど

うも受けるんですね。こなせばいいという意識になり得るといふか、ようするに諮問を受けていないところは特にそうなんですね。そこらへんの問題。どういうふうにそこを作っていくかというのは、市民参加制度の中においても、私は深く突っ込んでいくべきかなというふうに思うんですね。

事務局：状況がはっきり分からないのでちょっとあれなんですけども、諮問されていないからというのは、要するに「うちの方で諮問してないのだから協議会のメンバーは余計なことは言うな」というようなニュアンスで事務局が対応しているということですか。

羽田委員：要するに「回数は増やせない」という答弁でしたね。ですから回数を増やしてほしいという意見が出て、それも議事録に残っていますけれども、そういうふうに出ても「諮問の会ではありませんから」というような答弁をするというね。やっぱりこれはコストの問題だとか行政職員の意識の問題だとか、そういうところに反映されているかなと私は感じました。だからここの審議会は、そういうところの部分もちろん答申を出さなければならぬ、頻繁に行われている部分、ある程度ジャンル別に分ける必要があるかなというふうにちょっと思いましたね。

佐藤会長：はい、辻委員どうぞ。

辻委員：今のご発言、基本的に賛成です。回数をその会のみんなが増やさなくてはならないという理由があるのなら、「これは答申が出ていないから増やさない、2回やれば良いんだ。」というのはやっぱり間違いだろうと思いますね。そこは、その関係部局には姿勢を直していただくということになるんだと思います。それから、建議をする性格の審議会とそうではない審議会とがあると思うのです。例えば、手続き的にこういうものに金を出す時にこれについて考えてください、という性格の持っている審議会もこれだけ数があればたぶんあるのではないかと。前年度も提起された問題にもそういう意向といふか意図が含まれていまして、それに対しては審議会の性格。今羽田さんは「ジャンル」という言葉をお使いになりましたが、審議会の性格を機能別に分類して、公募のあり方とか、運営方法についてのガイドラインをつくるということに17年度内に着手するということですから、市民参加制度の今後の運営に関する問題として、この審議会でもよく意見を出し合いたいと思います。

佐藤会長：ありがとうございます。おっしゃるとおりです。今の問題は辻委員がおまとめいただきましたけれども、私自身若干考えるところもございますが、今日は言わないでおきますが、今の羽田委員のご意見について他に何かございましたらお話いただいて、なければ他の項目で何かございましたらお願いいたしたいと思いますがいかがでございますでしょうか。それでは、羽田委員の主旨は私もそのとおりだと思いますので、そのへんを活かしたガイドラインづくりといったようなものが今後、求められるであろうということにいたしまして、他の項目についていかがでしょうか。はい、松尾委員。

松尾委員：先ほどのことにちょっとは関係するのですが、中に建議することがない審議会がだいぶあると。先ほどの辻委員のお話にもありましたけれども、聞かれたことだけを

答える性格のものの中にはあると思いますけれども、本来であれば建議もした方がいいような事もあると思うんですよ。実質的な審議の場としてなっていくためには、事後のチェックだけでなく、どういうふうに製作していくかとか、事前にどういう問題があるかとか、そういう実質的な論議ができる場になっていかななくてはならないし、そういうところに参加していくように、私も含めてなのですが、市民みんなが意識を高めていかななくてはならないと思うんですね。そういうことというのは、その場に加わっているいろいろな資料を見るなり他の方の意見を聞くなり、討論したりという中でどんどん学習して行って、それを身の周りの人に話したりだとかといったことで少しずつ広がっていくのかなというように感じますので、そういうことを少しずつ増やしていかななくてはいけないのかなと思います。

佐藤会長：ありがとうございます。他に今回の取組み方向についてご質問・ご意見ございますでしょうか。今、辻委員、羽田委員のお話の中に出てきましたが、私が思いますに今後のこの審議会の取組み、我々の審議会は今年の12月までの任期でございますので、それまでの間に、何を我々がしていかななくてはいけないのかという方向性がある程度見えてきたのではないかなというふうに思っております。1つは今年度の第1回目の審議会で行いました、ちょっと何度か忘れましたが、諮問をいただきましたことに対する答申というものを出していく必要がございます。今日はその点についてはまだまとめておりませんが、次回はその点についてまとめていただこうと思います。これは早めに出していただいて。そして、年度が変わると現年度、2004年度の様々な参加の評価をしていくことになろうかと思っております。そうした事をしながら、さきほど、辻委員、羽田委員がおっしゃいましたような問題についても検討して新たな建議をしていく必要があるのかなというふうに思っております。そういった段取りでよろしいでしょうか。

辻委員：よろしいと思います。

佐藤会長：今日出ました、第1次のことについてはいかがでしょうか。はい、志摩委員。

志摩委員：資料10検討を要すると思われる市民参加手続の事例です。事務局から別紙で出された資料ですが、(2)内部規程の制定・改正の際の市民参加手続に、幼稚園の件と排水処理の件と事例が2つ出ていますが、検討の視点ということで行政側が書いています、「市民参加の実施状況としてどのように評価すべきか、このような内部規程にも市民参加手続が必要か、などの点からの検討が考えられる」と。このようなケースについては、行政側も積極的に、例えば要綱なり内部規程等が作用するようなものについては、むしろ市民参加手続という前に、「行政内部で整理してこういうふうにしたしました。」という形の方がより積極性があってよろしいのではないかなというふうに感じるのです。この検討の視点では、いろいろな市民参加手続の意見と、この審議会の意見を聴いた上で検討することなのかお伺いしたいと思います。

佐藤会長：ただ今、前回配布されました資料の44ページ、資料10ですね。何かございましたらお願いします。

事務局：この件につきまして、事務局側で、例としてお出しした検討の視点といたしましては、内部規程にも市民参加手続きが必要なのかというのは、平成 14 年度も 1 件ですね。この手の内部規程については、手続きを忘れてやってしまったということがありました。15 年度もこういうことが 2 件あったということで、今、条例上はこういったものについても手続きが必要だと。その考え方としては、内部規程といっても実際に行政が細かい運用をする時は内部規程を使って運用するものですから、市民にとってみると、この内部規程がどのように変わるかによって具体的な行政の対応が変わってくるというようなことがございますので、そういうこともあって内部規程について決めたり、改めたりする時には市民の意見を聞いた上でやった方がいいだろうという前提で、今のような制度を作っているわけです。ところが、実際行政側としては全てというわけではないのですが、内部規程を作ったり変えたりする時に、忘れていたという実態があると。

まず、観点として「今現在ルールで決まっているのだから、まずやらなくてはだめだろう。」と、そこからスタートするというのももちろんなんですが、もしも、市民サイドから見るとこういった内部規程であれば、志摩委員がおっしゃったように「別に、市民の意見をそもそも聴かなくてもよいのではないか。」といったようなコンセンサスが得られるのであれば、この先わざわざ聞かなくてもいいということも考えられるわけですね。その場合は、この条例の内容を変えていくということになるんですけども、そういったような点からの検討も考えられるのではないのでしょうかという意味で、ここで検討の視点ということで提出させているわけです。

ただ、前回の議論の中で、幼稚園のお話につきましては、例えば、受益者負担をどこからどこまで負担して、税金でどこからどこまで負担したらいいのかといったような観点からの検討も必要でしょうし、それから、これでいうと 1 年保育の子どもについても減免するということが本当に妥当なのかどうかといったようなご意見もございませうし、たまたま減免を受けられる人はいいんでしょうけども、そうじゃない人もいるわけで、そういった人の意見も聞いた方がいいのではないかとといったようなことから、これについては制度の原則に従って市民の意見を聴くべきであったのではなかったかと、全体的な雰囲気ではなかったかなと事務局としてはおさえています。また、ディスプレイの方については、そもそも条例の内容自体を理解しなかったために手続きをやらなかったということですから、これはちょっと検討するまでもなく、論外と言ったらあれですけども。まず、規程の内容を理解するというところから始めるべきではないかといったようなことで、これについても、そもそも内部規程だからいらぬのではないかという流れでなかったかなと。やはり決まっている以上は、まずはやるべきだといったような形の議論ではなかったというふうに事務局の方では理解してございます。

佐藤会長：ありがとうございます。前回そのような形でまとめたつもりですが、議事録は皆さんにいつてますか。19 ページの下の方に、異議なしの声というところがありますが、その上の所で私がいろいろの意見をまとめまして、椿委員の方からも「制度として、まず

はきちんと運用すべきだ。」と言うようなご発言がございまして、まさにこの部分はわれわれの評価の部分でございますので、そのような答申をするということではいかがでしょうかというふうに決めたと考えてございますが、先ほどの志摩委員のご発言は、今回のケースはそれとして、実態上、場合によっては必ずしもそうした手続きにのらない、あるいはのりづらいというようなことがあるのではないかどうかというご主旨かと思ますがそのようにとらえてよろしいでしょうか。

志摩委員：補足いたしますと、条例の第3条だったと思いますが、やはり行政としては積極的に、どんな議案であっても市民サイドに立って、公平に行政を執行していくという条文であったと思います。そういう意味では、規則があるからといって、それを金科玉条にしていると、行政の方も慣れから日常茶飯事、規則どおり仕事をする事となる。やはり、いろいろな職員の意見が出ることなく、なかなか浸透しない。場合によっては、それが隠れみになるという弊害も出てくるのではないかと、あえて発言したわけなんです。

佐藤会長：ありがとうございます。このへんは石黒先生にお願いします。難しい点はございませんでしょうかね。

石黒副会長：今確認されたまとめのように、今の制度のもとではやる必要があったのではないかなということでもまとまったと思うのですが、私も前回の時、この南線幼稚園の一時の扱いについて、条例上必ずやらなくてはいけない事案であったかなとちょっと微妙なところもあるかなと触れたと思うんですが、越智委員も実質的に必要なんだろうかという形の意見をおっしゃっていたかなと思うのですが、この条例上ということではなくて、実質的にこういう問題についてでもそういう手続きがいるのかなということかなと思ったのですが、職員のアンケートも今の制度で必要以上にやらなくてはいけなくなっているんじゃないかという感じが出ていますね。

先ほど辻委員が出された問題の他に、たくさん検討事項、建議する事項を増やしても十分実施できなくなると困ると思うのですが、もし余裕があれば制度の、ある意味改正につながると思うんですね。必要以上に重くなりすぎているところがあれば、本当に必要なところは重く、そんなにまでする必要のないところはもっと軽くとか、そういう検討は確かにする必要はあろうかと思えますね。今、志摩委員がおっしゃったように、必要以上に重いものをつくっちゃうと、運用する側が形骸化させてしまうということにつながる危険もあるので、本当にやらなくてはいけないところはしっかりと、そこまでやらなくていいものならもっと軽減していくというのは必要だと思うのですが、ただ、まだ制度が出来て動き始めてそんなにたっていないところなんで、今の段階で「これはもっと軽くしてもいいんじゃないか。」「これをもうちょっと重く。」と全体的にいじれるかどうかというのは難しいかなという感じはもっています。

佐藤会長：ありがとうございました。これは少し、石黒副会長がおっしゃるとおり若干時間が必要かなと。我々の今年12月までの任期の中で、上手く検討できればいいのです

が、場合によってはそこまで手が回らない可能性があるかもしれないような気がします。このへんは事務局サイドにも非常に手伝っていただかないと、具体的にどんなケースがあって、どういうものが必要でなさそうだとか、これは必要だというようなことは我々にもよく分かりませんので、いろいろの資料をそろえていただいたりとかがどうしても必要になってまいります。そのへんの具合もございますので、もし可能であれば今年中に何か出すとして、細かいところまでは不可能であっても、例えばこういった点についても今後検討する必要があるのではないかという程度ならば、出せるかと思えますけども。そのへんは事務局側ともご相談させていただければと思いますが、いかがなものでしょうか。志摩委員よろしゅうございますか。ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。場合によっては前回の議論の後で、気がついた点ございましたら、それについてお話しただいても結構です。はい、羽田委員。

羽田委員：今の点なんですけれども、たぶんその議論していくとこの条例の根幹に触るような部分が出てくるかなと思うんですね。やはりちょっと時間を要してほしいということと、もう少し職員意識の高まった中でその結果を求めるべきではないかなというふうに私は意見として思います。だから、この2年間の中でこの結論は導かれるかどうかというのはわからないかなと。会長にお任せしたいと思えますけども、私はそういうふうに感じます。

佐藤会長：ありがとうございます。確かにおっしゃるように、例えば、ケアレスミスのようなことがほとんどないというような状況になりますと、じゃあこのへんは手綱をゆるめるという言い方は適切ではないかもしれませんが、より実効性のある市民参加手続きをしていくというような視点からの検討は必要かと思われませんが、現段階でいかがかといわれますと、確かにちょっと自信がないところがございますね。はい、椿委員。

椿委員：私は基本的には市民の理解と協力を得るべき内容としておるものについては、一応全部ですね、こういう市民参加の原則に基づいた考え方をとるべきだと思います。それから漏れるような、例えば、運用の技術的な基準を定める。実質的な運用基準ですね。行政として技術的な基準を定めるということについては、これは内容によって、その必要がないかもしれませんね。というふうに思います。

佐藤会長：ありがとうございます。そうした点については大分考えて条例なり、施行規則なりをつくったはずなんでございますけども。場合によっては、もし検討が必要ということであれば、そういった検討も必要かと思えます。今、椿委員、羽田委員からご意見いただきました、そういったことも踏まえて少し検討してまいりたいというふうに思います。他にいかがでございますでしょうか。はい、松尾委員。

松尾委員：例えば、実際どうなっているのかお尋ねしたいのですが、パブリックコメントをかけて、始まって早いうちに意見が来るものは来てしまうのか、それとも、今、始まって1ヶ月くらいやっていますけれども、ぎりぎり1ヶ月終わるかなというくらいの時に来る方が多いのか。というのは、1ヶ月期間を設けることによって意思の決定が遅くなって、

それで影響するようなものというのがあるのかなと思うんですよ。長く取った方がもちろんいいものもあるんでしょうが。例えば、この資料の 10 で問題になっているようなもので、あんまり影響のなさそうなものに関しては短めでやってみるだとか、そういうような運用の仕方もあるのかなと思ったものですからちょっとお尋ねしたのですが。実際パブリックコメントかけた時のレスポンスの速さとかというのはどういうふうになっているんでしょうか。

事務局：今、現在パブリックコメントというのは、原則、1ヶ月を下回らないということとやっているのですが、締め切り間際になってくるというのが多いです。では、仮に2週間にしたらどうかということなんですが、締め切りを意識するから、締め切り間際に来るということであれば、2週間にすれば2週間くらいで出てくるということが言えるんでしょうが、おそらくは内容を読み込むというにはそれ相応の時間がかかるというのを聞いているのではないかなというのが率直な感想です。

佐藤会長：もう一点、パブリックコメントをしていることを知るタイムラグがございまして、案外、人づてにやっているんだよと聞いたり、自分で本当は調べればいいのですが、その聞いたのが1週間、2週間経ってしまってからというケースも恐らくあるのではないかと思いますね。あまり時間を短く、どうしても仕方ない時はいろいろあるんですが、パブリックコメントまでしようというケースの場合は、急いで何かをしなくてはならないというような事はないと思いますので、そのへんはたぶん大丈夫だろうと思います。

事務局：1ヶ月という期間は、状況を見て改めて、もう1度市民に「今こういったパブリックコメントをやっているんだよ。」といったお知らせを反復できるといった部分も一方であります。例えば、事案によって短くしたらどうかという判断自体も、手続きをするかどうかといった部分とも関わって非常に微妙な部分があると思うんですね。おそらくこういった微妙な部分というのは、もう少し事例をたくさん蓄えた上で判断をしていかなくてはいけないのではないかなという気もしないではないのですがね。

佐藤会長：そうだと思います。他にいかがでございましょうか。この話を元に戻しますが、先ほどらいご説明いただきました、資料1の(1)ですが、この取組み方向については特によろしいと考えてよろしいのでしょうか。まあ、これからやりますというのが多いのですが。はい、松尾委員。

松尾委員：この資料1の取組み方向については、概ね、提言とか答申に基づいて取組みをしていただいているんじゃないかなと思うんですが、1つ気になったのが、取組み方向の3つ目「条例の内容及びマニュアルの改正点について庁内説明会を開催し、周知を図る。過去に手続きの不備があった所管は必ず出席するよう措置する」となってますが、こういう説明会の時に出席されない所管というのものもあるんでしょうか。

事務局：これは回数にもよるんですが、1回しかやらないという場合ですと、たまたま都合が合わないということで、後から「資料だけください」ということで来ることもあるんです。この場合は1回ということはないだろうと。やはり、複数回やるということと考

えていますし、ですから、ほとんど出てこないという所はないというふうにしたいと思っていますのですが、これでいっている「必ず」というのは、過去にミスったところについては「全員必ず」という意味なんです。そういう形で考えています。そうでないところは誰か代表が1人でも来てくれればいいかなということなんですけども。

松尾委員：実質的には各所管に説明なり、後で個別に来るなりということでフォローはされているということでしょうか。

事務局：はい、それは間違いなくやっています。ただ難しいのは、聞いた中身をちゃんと頭の中に留めておけるかどうか、それが現実問題としてなかなか難しいということがあります。

佐藤会長：私自身もちょっとドキッとしましたけれども、それはともかく、この点について、私から質問がございまして、1つは「過去に手続きの不備があった所管は必ず出席するように。」ということなんです、人事異動とかございますよね。手続きに不備があったところで担当していた人が実は異動で別なところに行っていて、けども「あなたの所でミスをしたのだから。」と呼ぶ。ところがその担当の人はミスをしたことはないということが起こった時はどうするんでしょうね。ちょっと疑問なんです。

事務局：その場合でも、ちゃんと出席していただくというのが基本だろうと思います。というのは14年度の状況、15年度もそうなのですが、事故を起こしている所管というのは、だいたいパターンが決まっているんですね。どちらかというと市長部局から遠い所というのが多くっております。それは、おそらく市民参加手続きがめったにないので、たまにあるから忘れてしまうという部分もあろうかとございますので、それは所管単位で対策を考えるべきではないかなというふう思っております。

佐藤会長：なるほど、分かりました。ほかにいかがでしょうか。今後の推移を見たいと思いますが、いずれにしても17年度中ということは、この4月からということなので、われわれがまだ委員の間に、何らかの進展があるものというふうに期待をしておきたいと思います。はい、どうぞ佐藤委員。

佐藤委員：今、会長がおっしゃったように、私がこの審議委員に指名があったのが去年の1月なんです。そして、約1年何にもなくて去年の12月に第1回目がございまして、そして今回2回目ですけど、今年いっぱいまで終わりですね。かなりいろんな問題がたくさんあるし、これからもどんどん出てくると思うのですが、この審議会をこの1年間で何回くらいやる予定でいるのか、そこらへんをお聞きしたいと思うのですが。

事務局：今年度3月までにあと1回と考えています。年度が明けて4月から12月までの間で最大3回と考えています。

佐藤会長：先ほど申し上げましたように、3月までにもう1回で「15年度についての評価は出してしまいましょう。」というふうに考えております。そのあと新しい年度のもの、先ほど幾つか出ました提言、建議の方の議論をしていくということで、これもまた予算上は3回ということになっているかと思いますが、場合によってはもう少し回数が必要

要だということになるかもしれません。他にいかがでございますか。あと資料2で傍聴の皆さん方からもご意見が出ておりますが、これについて、もし委員の皆さんからコメントなりございましたら、お出しただければと思います。はい、辻委員どうぞ。

辻委員：先ほど事務局から出ました幼稚園の件のパブリックコメントについて…ごめんなさい。私ちょっと学区問題と混乱いたしました。言いかけて止めるのもあれなんですけれども、学区問題を市民参加制度調査審議会でするのは、ある意味ではテーマが違うかなと、これはやるべきではないと思います。ただし、学区のことで審議会があって、後で問題になりましたよね。さっぱり関係父兄の意見を聞いていないと。ああいうのは2階建てにしたらいいのではないかと思うんですね。その審議会にその時その時の関係者だけを入れて構成を変えて審議するのは現実的に難しいし、ひょっとしたらやるべきではないのかもしれないね。審議会は審議会として機能する。しかし、そのためには関係する父兄なんかからはきちんとしたパブリックコメントを取る。アンケートというやり方になるのかもしれませんが、そういった工夫がされれば良いのかなと。さっきおっしゃったとおり、これは市民参加制度調査審議会ですべき問題ではないと。しかし、関係する審議会があるとしたら、その関係する審議会の審議の進め方は、「これは審議会だから審議会だけでやってしまうんだ。」ということではない。こういう住民に密接な問題は今言ったように2階建てになってもいいんじゃないかという感想を持ちました。

佐藤会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

事務局：ちょっといいですか。今の件ですけれども、これは南線幼稚園の件ということですから、公共施設を廃止した件なんですね。それについては今現在は市民参加手続きが要らないというふうになっているわけです。ただ、幼稚園廃止の件につきましては、条例ではそうなっているんですが、それ以外に教育プランという計画を作っておりまして、その中でこの幼稚園の廃止について言及されているわけです。その教育プランを作った時には、プランの検討委員会をやりまして、あるいはパブリックコメントもやっております。もちろん、教育関係団体といったところのご意見を聞いた上でそういったような方向性を出して、計画を作ってから実際に廃止されるまで、若干時間が空いたんで、議会の中でも質問が出たりとかはしたのですが、基本的にはこの点についてはやるべきことはきちっとやったのであろうと、事務局の方では判断しているところです。

佐藤会長：ほかにいかがでしょうか。今日は何時を目途にしておりましたか。8時半くらいで。はい、分かりました。

事務局：出来れば次回、評価の答申を事務局の方である程度まとめたものをお出しして、それをベースにしてお話し合いしていただきたいと思っておりますので、15年度の全般的な実施状況をどのように評価なさるかというあたりについて、ご議論をいただければなど。そういうものを聞きながらまとめていきたいと思っております。

佐藤会長：わかりました。前回もある程度、やや矢継ぎ早にたくさんの項目を取り上げましたけれども、その中で言い足りなかったとか、さらに付け加えたいといったことがあり

ましたらお話をいただければと思いますが。先ほど資料 10 についていくつか議論がございましたけれども。あまりないようですから、若干のきっかけを作りたいと思います。例えば、資料 5、17 ページ、先ほど来いろいろ問題になっておりますが、パブリックコメントの実施状況が出ております。4 番目に石狩市福祉のまちづくり条例についての手続実施状況、あるいはそのあとに事業評価のパブリックコメントというものが紹介してございます。市側の検討結果・理由というものの中身についてはいろいろあると思います。それはわれわれの審議するところではないかと思えますけども。その答え方といいましょうか、こういう検討結果や理由の開示でよろしいかどうかといったあたりは検討してもよろしいのではないかと思います。これで分かりやすい説明になっているかどうかですね。そういった点について、もし何かございましたらいかがでしょうか。「特にない、これで大変結構です。」というのであればそれも 1 つの評価でしょうけども。はい、松尾委員。

松尾委員：ちょっと外れるんですが、福祉のまちづくり条例、例えば素案ってありますよね。これを作る時には、これは行政側がつくったものに関してパブリックコメントを募集したような感じなんですか。

事務局：これは資料 1 です。前回の資料の 2 ページの一覧表に載っているんですが、このパブリックコメントをかける前に、福祉のまちづくり検討委員会。これは一種の審議会なんですけど、そこで原案を揉んでいただいて、できあがったものをパブリックコメントをかけるという流れでやっています。

松尾委員：分かりました。結構なことだと思います。

佐藤会長：はい、志摩委員。

志摩委員：これは不親切か、行政がもっと違った表現にすべきかなと気が付いたのは、17 ページの 1 番上段の「第 2 章 基本的施策」に関すること。単純に意見を求めているのは、防犯、その他先進地として高い効果が得られるよう、例えば防犯ベルをとというような意見ですが、これに対して「全市的に防犯通報装置等を市の負担で設置することについては、対応は困難です。」とただ対応困難云々よりも、防犯の意識について、より行政側として市民に徹底するような施策を検討することがあっても良かったのではと。冷たい回答になってはいないのかなという感想です。

佐藤会長：ただこういう提言があって、それに対して答えているには答えているが、もう少し別な表現の仕方があったらいいのかなということですね。

志摩委員：検討結果の回答として、例えば町内会とか防犯活動云々と別の答え方があったのかなという感じがします。安全な安心して暮らせるまちということになりますね。

佐藤会長：分かりました。対応は困難です、といったふうなシラっとした言いきりではなくて、「対応は困難ですが、町内会などでこういった防犯についての意識を掲揚していただくとありがたい。」といったような感じになると良いと。そんな感じでしょうか。他にも。私が今言った、パブリックコメントのところでも、もちろん結構です。はい、石黒副会長。

石黒副会長：質問なんですけども、さっきも出ていたように、パブリックコメントの参加というか提出者が少ないなどという問題が出ていたと思うんですが、少ない理由はいろいろありうるんでしょうけども。例えば、利害関係とか関係団体みたいなのところにそのパブリックコメントをかける前の案をつくる段階で、いっぱい意見を聞いたり接触したりしてその結果出来た案だからその関係団体はもう何もいうことはないの、出してこない。そうすると関係しないような人で、誰か意見がある人は出してくるけども、後は出して来ないと、そういうようなことは原因としてありうるということは考えられるんでしょうか。

事務局：例えば、16 ページ(3)「農業振興地域整備計画」などは、関係する団体の意見を十分踏まえながら原案を作っていますので、今、石黒先生がおっしゃったようなパターンかもしれないという気がいたします。またその上の、「環境行動環境家計ノート」についても「ごみ減らし隊」だったと思うのですが、これは、市民と市で一緒にごみ減量について考える会みたいのがございまして、そういったようなところで揉んでいただいているという結果、意見が出てこないというのはあると思います。全部が全部やっているかどうかというのは、正直言っておさえていませんが、今、見た限りではこの2つはたぶんそういうことがあったらという事は推測されます。

石黒副会長：なぜそうした質問をしたかという、当市の事例ではないのですが、よその自治体の事例で張り札か看板かの規制を条例にするということのパブリックコメントをかけて2、3しか提案がなかったみたいなんですけども、その時、連合町内会会長と話をした時に、その地域のその景観を守るための活動をずっと続けていて、しかも、行政と一緒にいろいろやってきた人にパブリックコメントかかっているということは何も伝わってなくて、その人も知らなくて、締め切り寸前にあわてて意見を出して1個増えた。「こういうやり方はないですよ。」という話を聞いたんですね。そういうことで少ないというんだったらいろいろ問題あると思うんですが、逆に今のように、既にいろいろ実際に十分意見を聞いた上で、それはある意味反映させた案で、あとは噛み合わせた案だから特にいう必要はないということであると、一概に数が少ないのは困る話になると、出してもらったけどももう1回書いて出してもらって「これは賛成です。」みたいなものでは意味がなくなってしまうしなとチラッと思っただけです。

佐藤会長：そういうことは大いにありうると思いますね。様々な役所の手続の中で実際に関係しそうな団体とは相当なつながりを持って、やり取りをして、物事の案がある程度出来ていくと、パブリックコメントというのはどちらかというところ拾いきれないようなケースについて意見をいただきましょうという主旨だろうというふうに思うのですが、実際に関係しそうなところと何もしていないということになれば大変な問題であらうと思います。このへんは今すぐに実態はわからないわけですよ。

事務局：そうですね。ただ今日お出しいたしましたこの資料の3ページにも書いておりますとおり、これまでは必ずしも統一的な運用はされていなかったのですが、現在はパブ

リックコメントをやる時には、別途、関係団体に意見を聞いたりだとか、関係団体がはっきりしているならば「パブリックコメントやっていますよ。」と周知をするというようなことで運用をしていますので、今石黒先生がおっしゃったことのようなことは、これから先はないだろうと考えています。

佐藤会長：そのようにお願いしたいというふうに思います。ほかにいかがでしょうか。辻委員。

辻委員：ほかにご意見ないようなのでちょっとお時間いただきます。さっきの志摩委員のご指摘のところに帰るのですが。実は私は同じ感じを持ちました。たぶんこれを出した人は、例えば、ナースコールのようなボタンを押すと近所につながって、警察が来る前に近所の人に来るようにしておくとかですね。たぶんこういう姿、こういうしたいという、そういう意味では非常に前向きな意味で意見を出していただいているんじゃないかと思うのです。ですから確かに行政という立場だけでいうと、「防犯に関する規程は、福祉何とかにはないんだ。市の負担も難しいんだ。ということで出来ません。」ということになって、正解なのだろうと思うんです。

ただ、先ほどから問題になっている市民参加制度をつくり上げるということになると、理想論かもしれませんが、出来ない理由を親切に知らせることがやっぱり大切なですね。その次に、何か良い知恵はありませんか、というところにはいかないとならない。言葉が適当でないかもしれませんが、せっかく出てきた市民の声に壁を作ってしまうと市民から知恵が集まりにくくなります。少し理屈っぽい話になりますが、参加条例でも協働という言葉を使っていますが、私は協働という言葉はよほど良く考えないと誤解を生むと考えています。市民の協働というと、市民が行政のお手伝いをするというニュアンスでとらえられるとちょっと違ってくるのでないか。むしろ、このような問題について、この発言をした人も含めて、市民が何かを作り上げて行くのだという気風が大切です。そうでなければ、市民参加制度はコストを高めることに働く面が強くなります。現に、市役所職員の中にもそのように感じている向きが見受けられます。市民参加制度を本当に実態的に作り上げて行くには大切な側面ではないかと思われま。その面から、私も志摩委員の発言に同感いたしております。

佐藤会長：ありがとうございます。今の点はおそらく、次回に事務局案が出てくるところに何か入るんだろうというふうに思います。他にいかがでございましょうか。これは、パブリックコメントをして回答をしましたと。それで、そのあとのパブリックコメントをした人のなんらかのアクションっていうのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

事務局：ないですね。

佐藤会長：情報を取っていないということなのか、皆さん納得されて出さなかったということなのでしょう。

事務局：納得されているかはどうか分からないのですが、その後のリアクションがあったという話を聞いていないという方が正しいかな。そういうことです。

佐藤会長：もし可能であればですね、そのへん、あったのかなかったのか程度で結構でございますので、お問い合わせをそれぞれの部局にさせていただいて、なければないで、もちろん結構なんですけども。はい、羽田委員。

羽田委員：会長がおっしゃった、リアクションがあったかなかったか。それは手続き上、パブリックコメントを出して、答えを出した方がもらって、そのリアクションがあるかどうかというのは特別に条例とか規約とかないんですよね。私も出したことはありますけども聞かれたことは一度もないですね。逆にいうと、もらうと「採用せず」と書いてあるんですね。この言い方もいいのかなとちょっと思うんですが、表現のしようがないのかなというふうに思って、あきらめているんですね、もらった方はほとんど。「ほとんど、変わりっこないですよ。」とももらうと、リアクションのしようがないというのが実のところですね、それは出した方の感想も含めてですけどもね。

佐藤会長：この「採用せず」というのは、仕方がない。問題は理由の方だろうと思うんですね。理由が納得できるかどうかで、それは仕方がないかというふうに思うかどうかですね。今私が質問いたしましたのは、こういった答えに対して、問題があるというふうに考える人たちは再度、何らかのリアクションをして来るのではないかと思ったものですから、そういうのはないのかなと思ったんです。それがあれば、リアクション自体をもし中身が分かれば、私たちとしても参考になると思うんですね。パブリックコメントのあり方についてコメントする際に参考になるというふうに思ったものですから、そういったリアクションがあったか、なかったかお聞きしたんです。

事務局：調べます。

佐藤会長：お願いします。他にいかがでございましょうか。全然ご発言いただいてない方もいらっしゃるんですが、私はあんまりひとり一人に「どうですか。」と聞くのは嫌な方なんですけども、でも一応簡単な感想で結構なんでございますから、一言ぐらいお話いただいた方がよろしいかなと思います。こちらからお願いします。越智委員どうでしょうか。

越智委員：前回も話したように、僕はパブリックコメントそのものが出ないというふうに踏んでいるんだよね。よく言うんですね「字が書けたら俺は会長やっているよ。」なんてね。「ふざけたこと言うな。」って言うんですけど、そういうものです。文章作るのって大変なことなんです。だから一部の人は出来ますよ、しょっちゅう書いている人は。でも、それを他の人にやれって言ったって、分けもわからないで文章なんて簡単に出てこないんですよ。これはね、思い切って止めちゃって別の形に変えるとか、というやり方だっているんだと思うんですよ。そういう考えをずっと思っていたんですよ。同じ文章きて「市民参加、市民参加」って言ったら、当然みんなの知恵を借りて物事がパッパパッパ行くんだったら市議員なんか要らなくなる。極端な話ですよ。僕はそういう考えをしているから、それほど難しいんだということ。だから、石狩市民には急激に伸びた人口の石狩市民には市民としてついていられない。このパブリックコメントという言葉そのものに。ある例を言いますと、『りんくる』でむかしワークショップってあったんですね、ごみ対策の問題の

ことで。ところがそれを見た人は、実際行ったんですよ。私も知っている人だから、たいしたもんだと思ってね。話聞いて「これからワークショップ、分かれてやります。」と言ったとたん、青くなって帰って行きましたよ。彼が来た目的はごみについて、ひと腐れ文句つけにきたんですよ。まさかそんなことやると思ってないんですね。そのくらい問題1つとってもついていかれないと。ワークショップそのものがわからないんだからね。まして、パブリックコメントなんて言ったってピンと来ないですよ。これは将来一考する余地があるんじゃないかと思うんですね。

佐藤会長：わかりました。それについては私も、少し考えさせられます。例えば、これは行政というよりもむしろ、先ほど来、辻委員や羽田委員がおっしゃっていることと関連しますけれども、市民の方の問題だと思うんですが、例えば、パブリックコメントの代筆というのかな、そういうことをするNPOとかですね。そういうものが出来てきて、これで「なんか文句いいたいんだ」というのを聞いてですね、「何が言いたいのか」って聞いて文章に直して上げるとかですね。そういうのも出来てくると面白いかなと思って、ちょっと考えていたんですけども、ちょうど今、越智委員が発言をされましたので、ちょっと申し上げました。糟谷さんいかがでしょう。

糟谷委員：そうですね。私も越智委員と同じような地域にいるんですけども、やっぱり、まだまだこういう意見を述べられる場があることを知らないと思いますね。市民の何パーセントくらいが知っているのかなという気がしますね。私の耳に入って来るのは、石狩市はまだまだ自分たちの意見を吸い上げてくれないというのは聞こえてきますね。要望というか。例えば保育所にしても、若いお母さん達が深夜とか、夜勤あっても24時間保育とがないという意見が聞こえてきます。

佐藤会長：わかりました。桑島さんいかがでしょう。

桑島委員：職員なもので、特に市長部局からは遠い教育委員会に所属しているものですから、ミスが多いといっぱい出てくるものですから、ちょっとものを言いそびれたところはあるんですが、実は今、私の担当している社会教育課で、ボランティアの市民の方による企画会議というのをやっています、生涯学習講座のいくつかを作っていただいているんですね。16年度、2つ既に講座が終わったんですけども、自発的にいろんなアイデアを持って、こちらが何も提示しなくてもいろんなアイデアを持ち寄っていただいて「こんなのもやってみよう。」というところからみんなで話し合って作っていくんですね。そういう講座を2つやったんです。そのくらい熱心な方々が、1番びっくりしたのが、この間サン・ビレッジいしかりに見学に行ったんですね。そういうメニューが入ってまして。それだけ熱心な方々の中の意見に「サン・ビレッジいしかりって知らなかった。」って言う方が結構いたんですよ。さらに、私は「パブリックコメントやっていたんだから、あれだけ貼り出していたんだからご承知でしょう。」って話をしたら見ていないんですよ。私はいろんな所でいろんな方のお話を聞く機会があるのでいろんなことを考えてみたら、やっぱり、市役所はというか職員は一生懸命、外に発信しているつもりなんですけど、ほとんどすれ違

っているのかどうか「見ていない」とか「聞いていない」とか。そうなると、意見を言うか言わないかの問題以前に、案外とこういうことをやっているということが通じていないんじゃないかなと、ちょっと反省しているところがあって、企画ボランティアの方々に、先日、市民参加について職員である私たちもなかなか手続きの順番どおりやるということは、なんとなく理解しているんですけども、積極的にあれをやらなきゃというところまでは、まだ行ってないんだけども、市民の方は、そういうものを逆に職員が一生懸命やってちょうだいと言えるだけしていただかないといけないんで一緒にお勉強しませんか、とお話しましたら、「そういうんだったらすごくやってみたい。」とおっしゃっていたんですね。実際、思っているよりずっとギャップがあるんだなというのを、ものすごく感じたので、そのへんを、手続き通りにやったか、やらないかということよりも、そういうことがすごく広く浸透しているかどうかを量る方法があれば良いなというふうに今考えています。

佐藤会長：なるほど、ありがとうございます。高橋さんいかがでしょう。

高橋委員：私風邪をひいていて、ちょっと中毒みたいな感じで頭がボーッとしておりますし、まとまったことは今日何もないという感じで、ここに伺ったのですが。常に感じていることは高齢化がどんどん進んでいることは確かなことなんですけど、それなりのサービスですとかいろいろなケアがあっちこっちでされているんですけども、例えば、グランドプラザにあるプールですか。あいうものをもうちょっと高齢者に使いやすい料金体系にして、健康の増進等に注意を払っていただいたらどうかなと思っております。

佐藤会長：ありがとうございます。今、私が指名しなかったという方は、一度は発言したというふうに記憶していますが、でも最後になにかありましたらどうぞ。はい、佐藤さんどうぞ。

佐藤委員：私も越智さんと同じような考えでおりまして、たまたま主人が連合町内会会長なんかをしていますんで、一応、役所から来た電話も主人がいなければ私が取って、なんとなくそれなりに対応するとか、連絡がきたのをちょっと見させてもらうといったことで、いくらか、市と市民とのこういうことがあるのか、こういうことをやっているのかというのを分からないながらも、ちょっと分かっているんですけど。これが私が本当の一主婦であったら、まず分からないなと思うことがたくさんありますね。カタカナ言葉っていうんですか。これが多すぎて、私みたいな 70 過ぎた者にしてみたら、ちょっと。必ずそれに 1 回目か 2 回目の時にはかっこして、このカタカナ言葉は何ですよというような、PC だとかなんだとか書いてありますけど。ちょっと一般市民になんでも浸透するにはかなり道のりは遠いなと、そういうような感じがたくさんあります。一応そんなことですね。

佐藤会長：ありがとうございます。市役所の人たちはどちらかというと、石狩市役所の人たちはあまり感じないんですけど、みなさん、パブリックコメントとさえ言わないで、PC だとか言うんですね。パソコンのことかってなもんですけども。それぐらいなにかと事を急ぐような感じがいたしますけども。できるだけ、この委員会ではそういうような訳のわからない略語は使わないで参りたいと思います。そろそろ時間も参りましたので、また

最後になりましたけども、私、遅れまして、大変申し訳ございませんでした。以上のような事で第2回目の審議会を終了させていただきたいと思います。事務局の方からなにかご連絡ございますでしょうか。

事務局：次回3回目の日程につきましては、別途こちらの方から照会させていただきたいと思っておりますが、今現在こちらの方で想定している日程といたしましては、議会が3月の頭から始まります。そういうことで、議会の方がちょっと一段落した頃というイメージで考えておりますので、3月中旬から3月末までの間というイメージで、後日、照会させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤会長：分かりました。それではこれで第2回目の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

2005年3月22日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会
会 長 佐 藤 克 廣